

2023年7月 No.38

夏休み前に読みたい 「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する 暫定的なガイドライン」

弁護士 殿村 桂司
弁護士 近藤 正篤
弁護士 丸田 颯人
弁護士 小宮 千枝

はじめに

ChatGPT、Bing Chat、Bard といった対話型生成 AI の有用性は近時急速に認識されつつありますが、一方で対話型生成 AI から誤りを含む回答がなされたり、事実と全く異なる内容がもっともらしく出力されたりする「ハルシネーション（幻覚）」等、その弊害についても指摘がなされています。

文部科学省・初等中等教育局は、対話型生成 AI の教育現場での利用に関する議論の高まりを受け、2023年5月19日には、「Chat GPT 等の生成 AI の学校現場の利用に向けた今後の対応について」と題する文書¹を公表していましたが、その後の更なる検討を経て、同年7月4日、「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン²」（以下、「本ガイドライン」といいます。）を公表しました。

本ガイドラインは、教師等の学校関係者が教育現場において対話型生成 AI を活用することの適否を判断する際の参考資料として示されたものですが、その内容は、夏休みを迎える今、保護者や児童生徒にとっても確認しておく必要性が高いものといえます。また、本ガイドラインは、高等学校段階までの初等中等教育段階における教育現場における利用を前提とした内容ですが、教育産業に従事する事業者や子どものデータを取り扱う事業者にとっても参考になるものであり、さらに、その他の事業者にとっても、生成 AI の利用に関する社内ルール整備や、各社員が生成 AI の性質やメリット・デメリットを理解した上で使いこなせるようになるための社員教育の検討にも資する有益なものとなっています。

そこで、本ニュースレターでは、本ガイドラインの以下の構成に則して、本ガイドラインの位置付けやその概要について説明するとともに、今後の展望等について述べます。

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 生成 AI の概要
3. 生成 AI の教育利用の方向性
(1) 基本的な考え方

¹ https://www.mext.go.jp/content/20230710-mxt_shuukyo02-000030823_005.pdf（最終アクセス：2023年7月11日）。

² https://www.mext.go.jp/content/20230710-mxt_shuukyo02-000030823_003.pdf（最終アクセス：2023年7月11日）。

- (2) 生成 AI 活用の適否に関する暫定的な考え方
- (3) 「情報活用能力」の育成強化
- (4) パイロット的な取組
- (5) 生成 AI の校務での活用
- 4. その他の重要な留意点
 - (1) 個人情報やプライバシーに関する情報の保護の観点
 - (2) 教育情報セキュリティの観点
 - (3) 著作権保護の観点

本ガイドラインの概要

1. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドライン・項目 1 は、本ガイドラインが、①学校関係者が現時点で生成 AI（主として対話型の文章生成 AI）の活用の適否を判断する際の参考資料として取りまとめられたものであること、②教育現場における生成 AI の活用を一律に禁止したり、その活用方法に関し何らかの義務づけを行う性質のものではないこと、③2023 年 6 月末日時点の知見に基づく暫定的なものであり、今後も機動的な改訂が予定されていることを強調しています。

2. 生成 AI の概要

本ガイドライン・項目 2 は、本ガイドラインが対象とする対話型生成 AI がどのようなものかを図を用いて説明するとともに、利用に当たって必要な能力や認識しておくべき懸念も併せて説明しています。まずは、[本ガイドライン](#)の本文 2～3 頁及び【参考 2】「主な対話型生成 AI の概要」（同 16 頁）を読みながら、ここで紹介されている ChatGPT、Bing Chat、Bard 等の対話型生成 AI を実際に体験し、この項目 2 における説明を実感してみるのもよいかもしれません。

なお、実際に利用するに当たっては、本ガイドラインでも繰り返し言及されているとおり、利用規約に規定されている年齢制限や保護者同意の遵守、利用料の要否等を十分に確認してください。ChatGPT、Bing Chat、Bard については、本ガイドライン・【参考 2】で、これらの情報がまとめられており、参考になります。

3. 生成 AI の教育利用の方向性

(1) 生成 AI の教育利用に対する基本的な考え方

本ガイドライン・項目 3(1)は、生成 AI の教育利用の方向性についての基本的な考え方として、大別すると、次の 3 つの考え方を示しています。

まず、本ガイドラインは、教育利用との関係で、生成 AI の利用は限定的な利用から始めることが適切であると述べた上で、並行して行うパイロット的な取組によって得た知見に基づきさらに議論を行うとしています。その背景として、①生成 AI の利用は、これに先立つ相応の教育活動が重要であるが、それが可能か否かは児童生徒の発達の段階等に左右され得ること、②生成 AI の利用の適否は、学習指導要領に示す資質・能力の育成を阻害しないか、教育活動の目的を達成する観点で効果的か否か等によって判断すべきであるところ、その判断を行う教師にも AI リテラシーが求められることが挙げられています。

次に、本ガイドラインは、学校外での利用との関係で、AI 時代に必要な資質・能力の向上を図る教育活動の必要性について述べ、そのために必要となる情報活用能力³の具体例としてファクトチェックを挙げるとともに、その習慣付けにも言及しています⁴。

³ 「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」のことをいいます（文部科学省『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編』第 3 章・第 2 節・2(1)イ（50 頁）（https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_kyoiku02-100002607_001.pdf）（最終アクセス：2023 年 7 月 11 日）。

⁴ 上述のとおり、生成 AI には誤りが含まれる可能性が常にあるところ、AI の利用においては、AI に人々が過度に依存

最後に、本ガイドラインは、生成 AI の教員研修や校務での適切な利用により、教師の AI リテラシー向上や働き方改革に繋げる必要があると述べています。教師にも AI リテラシーが必要であるとの考え方は上述のとおりですが、生成 AI を活用した教師の働き方改革についても言及がされていることは、昨今の教師の過酷な労働環境も念頭に置いているものと推察されます。

(2) 生成 AI 活用の適否に関する暫定的な考え方

本ガイドライン・項目 3(2)は、さらに、上記(1)で述べた生成 AI の利用の適否に関する基本的な考え方に基づくと、具体的事例においてどのように判断することになるのかを、(あくまで例示であり、個別具体的に照らし判断する必要があるとの留保を付しつつも) 例示しています。

まず、本ガイドラインは、生成 AI の利用が適切でないと考えられる例として、情報活用能力が十分育成されていない段階において自由に使わせること(事例 1-①)、各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること(事例 1-②)、音楽・美術など子どもの感性や独創性を発揮させたい場面やテーマに基づき調べる場面で安易に使用させること(事例 1-③)、定期考査や小テストなどで使わせること(事例 1-⑥)等を挙げています。

他方で、活用が考えられる例としては、生成 AI が作成する誤りを含む回答を教材として使用してその性質・限界について子どもに気付かせること(事例 2-①)や、グループでの議論を深める目的での活用(事例 2-③)、英会話の相手等としての活用(事例 2-④)、生成 AI を用いた高度なプログラミング等の活用(事例 2-⑥)等が挙げられています。本ガイドラインは、学ぶことの意義について理解を深める指導及び「学びに向かう力、人間性等」の涵養の重要性や、教育活動におけるデジタルとリアルのバランスや調和に一層留意する必要性に言及していますが、このような考え方とも整合する活用例といえます。

また、本ガイドラインでは、長期休業中の課題等についても留意事項が示されています。例えばコンクール作品等で AI の使用が禁止されている場合には不正行為に当たることを伝え、AI のみで作品を作ることは自分のためにならないことを指導することや、活用方法の例として、子どもの作った文章を生成 AI に修正させ、それを子ども自身で推敲させることも挙げられています。

(3) 本ガイドラインが提唱する今後の取組－「情報活用能力」の育成強化

本ガイドライン・項目 3(3)は、生成 AI の教育利用の実践に向けて、各学校の生成 AI の利用への準備状況等を踏まえて、①全ての学校において必要となる「情報活用能力」の育成強化と、②一部の学校が対象となるパイロット的な取組による(教育利用に向けた)知見の蓄積の 2 つのアプローチに言及しています。

前者のアプローチの内容として、情報モラル⁵教育を充実させることを強調しており、このうち生成 AI を意識した内容としては、上述したファクトチェックの方法等を意識的に教えること⁶も望ましいとされています。なお、本ガイドライン・【参考 1】「各学校で生成 AI を利用する際のチェックリスト」では、各学校で生成 AI を利用する

したりすることのないよう、人が自らどのように利用するか判断と決定を行うことが求められるということは、既に政府が 2019 年 3 月 29 日に公表した「人間中心の AI 社会原則」の一つである「人間中心の原則」において提唱されています(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinkouchinou/pdf/aigensoku.pdf>) (最終アクセス: 2023 年 7 月 11 日)。

本ガイドラインではそのような「人間中心の原則」を教育面から支えるものとして、生成 AI がどのような仕組みで動いているかという理解や、どのように学びに活かしていくかという視点を持って、将来 AI を使いこなすための力を意識的に育てる必要があるとの考え方も指摘されており、本ガイドラインの構成もそのような考え方を意識したものになっていることが窺えます。

⁵ 情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度をいいます(文部科学省『小学校学習指導要領(平成 29 年告示) 解説 総則編』第 3 章・第 3 節・1(3)(86 頁))。

⁶ その一環として、教師が生成 AI の生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質やメリット・デメリット等について学ばせたり、個人情報や機械学習させない設定を教えることも考えられるといった具体的なアイデアが示されており参考になります。

ただし、子どものデータ保護の観点からは、自分で設定しなくてもデフォルトで個人情報を機械学習させない設定しておくことも考えられます。この点については、森大樹・早川健・丸田颯人「子どものデータ保護－欧米における国際的な動向」(NO&T 個人情報保護・データプライバシーニュースレター No.32)(2023 年 6 月)もご参照ください(<https://www.noandt.com/publications/publication20230616-1/>) (最終アクセス: 2023 年 7 月 11 日)。

際のチェックリストの項目として、「AI を利用した成果物については、AI を利用した旨や AI からの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか」が挙げられており、未だ確立されていない AI リテラシーの一態様として注目されます。

(4) 本ガイドラインが提唱する今後の取組－パイロット的な取組

また、本ガイドライン・項目 3(4)は、後者のアプローチ（パイロット的な取組）において、生成 AI の活用能力の獲得に至るまでのプロセスを以下の 4 段階に分けて整理・提案しており（同 10 頁）、これは、（教育利用との関係では検証中という位置付けにあるものの）民間企業における生成 AI の利用に関する社員教育にも参考になるものといえます。

- ① 生成 AI 自体を学ぶ段階（生成 AI の仕組み、利便性・リスク、留意点）
- ② 使い方を学ぶ段階（よりよい回答を引き出すための AI との対話スキル、ファクトチェックの方法等）
- ③ 各教科等の学びにおいて積極的に用いる段階（問題を発見し、課題を設定する場面等）
- ④ 日常使用する段階（生成 AI を検索エンジンと同様に普段使いをする）

(5) 本ガイドラインが提唱する今後の取組－生成 AI の校務での活用

本ガイドライン・項目 3(5)は、民間企業と同様、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環としての校務における生成 AI の利用にも言及しています。生成 AI はあくまで「たたき台」としての利用を推奨し、最後は教職員自らがチェックし、推敲・完成させることが必要である点が強調されています。

4. その他の重要な留意点⁷

(1) 個人情報やプライバシーに関する情報の保護の観点

本ガイドライン・項目 4(1)は、特に児童生徒との関係では、生成 AI に対し、プライバシーや個人情報に関する情報を入力しない／出力されても利用しないことを基本としつつ、そのような種類の情報をもとより機械学習に利用させない設定とすることも、利用上の留意事項として挙げています。なお、教師が個人情報を利用する場合に、個人情報保護法違反とならないようにするためには、上記の点に加えて、その利用が利用目的達成のため必要最小限でなければならないことを指摘しています。

(2) 教育情報セキュリティの観点

本ガイドライン・項目 4(2)は、ChatGPT、Bing Chat、Bard 等が、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（2022 年 3 月）⁸との関係では、同ガイドライン 1.9.4 の定める「約款による外部サービス」⁹として分類されることを明示しているため、同ガイドライン 144～147 頁のとおり、（要機密情報の取扱をはじめ）適切なセキュリティ対策を講じる必要があります。

(3) 著作権保護の観点

本ガイドライン・項目 4(3)は、生成 AI による成果物の利用と著作権侵害の成否の判断枠組が、生成 AI を利用しない場合と同様であること、すなわち、他人の著作物を利用する行為であって、当該著作物と類似性及び依拠性が認められ、権利制限規定の適用もなければ、その利用には著作権者の許諾を要することを述べています¹⁰。

⁷ なお、本ガイドラインには記載されていませんが、第 3 回 AI 戦略会議議事要録 5 頁（https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/3kai/gijiyoushi3kai.pdf）（最終アクセス：2023 年 7 月 11 日）では、生成 AI がいじめなどに使われてしまうといった、倫理的な観点から人権も課題となり得ることが指摘されています。

⁸ https://www.mext.go.jp/content/20220304-mxt_shuukyo01-100003157_1.pdf（最終アクセス：2023 年 7 月 11 日）。

⁹ 文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（https://www.mext.go.jp/content/20220304-mxt_shuukyo01-100003157_1.pdf）（最終アクセス：2023 年 7 月 11 日）1.9.4（同 144～147 頁）参照。

¹⁰ この点については、文化庁著作権課による 2023 年度の著作権セミナーの講演映像及び講義資料も参考になります（<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/seminar/2023/>）（最終アクセス：2023 年 7 月 11 日）。

権利制限規定としては、例えば、学校の授業では、著作権法第 35 条により許諾なく著作物の複製や公衆送信ができるため、授業の範囲内で利用することは可能ですが、広く一般向けの HP への掲載や、外部のコンテストへの作品の提出など、授業目的の範囲を超えた利用と判断される場合は著作権者の許諾を要する点に留意が必要です。

おわりに

生成 AI の教育利用との関係では、子どもの情報活用能力の育成段階を踏まえつつ、まずは、子どもに生成 AI そのものについての理解を深めてもらうことが重要であり、最終的には自己の判断が重要であることを十分に理解してもらうことが必要です。

そのためには、まずは身近な大人が、生成 AI について十分に理解することが重要です。夏休みを迎えるに当たって、本ニュースレターと本ガイドラインを見ながら、大人も一緒になって、子どもと生成 AI を体験してみるのもよいかもしれません。

また、個人情報・プライバシーの保護や著作権保護の観点で述べたように、生成 AI を活用するに当たっては、様々な法的リスクについて留意する必要があるため、その実装に当たっては、専門家の助言を得た上での慎重な対応が求められます。当事務所ではテクノロジー法、知的財産法、個人情報保護・データプライバシーといった分野につき、本ニュースレターの他にも執筆しておりますので¹¹、よろしければこちらをご参照ください。

本ガイドラインは暫定的なものであることが強調されているとおり、今後のアップデートが想定されるため、引き続き情報発信を行って参ります。

以上

日)。

¹¹ 例えば、殿村桂司・今野由紀子「生成 AI (Generative AI) を巡る近時の動向」(NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～ No.37 (2023 年 6 月)) があります (<https://www.noandt.com/publications/publication20230609-1/>)(最終アクセス: 2023 年 7 月 11 日)。

[執筆者]

**殿村 桂司**（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

TMT（Technology, Media and Telecoms）分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンスなど企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

2018年～2019年 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」検討会作業部会構成員。2023年～自民党デジタル社会推進本部「AIの進化と実装に関するプロジェクトチーム」ワーキンググループメンバー

**近藤 正篤**（弁護士）

masahiro_kondo@noandt.com

2011年早稲田大学法学部卒業、2013年早稲田大学大学院法務研究科修了。2014年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2020年 University of Leeds 卒業（Intellectual Property Law LL.M.）。2023年4月から都内私立高校で情報Iの非常勤講師も担当。企業法務全般に従事するとともに、国内外における知的財産（特許、商標、意匠、著作権、不正競争防止法（商品等表示等））に関する紛争（仮処分、訴訟、審判等）、営業秘密の不正取得に関する紛争（刑事告訴、証拠保全、訴訟等）、個人情報の不正流出に関する危機管理対応（訴訟対応を含む）、知的財産権の侵害・有効性鑑定、ライセンス契約書の作成等について多くの経験を有する。

**丸田 颯人**（弁護士・情報処理安全確保支援士）

hayato_maruta@noandt.com

2019年長島・大野・常松法律事務所入所。情報漏えい、製品不正やパワハラに関する調査等、広く危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等に関する案件を主に取り扱っている。その他、テクノロジー関連法務やコーポレートを中心に広く企業法務一般に携わっている。

**小宮 千枝**（弁護士）

chie_komiya@noandt.com

知的財産法分野、テクノロジー関連法務をはじめとして、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

2020年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2021年東京大学法科大学院(司法試験合格により)退学。2022年長島・大野・常松法律事務所入所。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]

**藤原 総一郎**（弁護士・パートナー）

s_fujiwara@noandt.com

企業買収（M&A）取引を中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。また、インターネット/IT 関連取引を得意としており、いわゆる Fintech やシェアリング・エコノミー等のテクノロジー関連のアドバイスの経験も豊富である。

**殿村 桂司**（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

TMT（Technology, Media and Telecoms）分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンスなど企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Technology Law Update ～テクノロジー法ニュースレター～の配信登録を希望される場合には、

<https://www.noandt.com/newsletters/nl_technology/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。